

選挙運動用自動車の運送契約書

平戸市議会議員一般選挙候補者 (以下「発注者」という。) と (以下「受注者」という。) は、選挙運動のための自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2. 車種及び登録番号

3. 台数 1台

4. 使用期間

令和3年10月 日から

令和3年10月 日まで 日間

5. 契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

内訳 1日 円× 日間

6. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は、平戸市には請求できない。

7. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市議会議員一般選挙候補者

住所

氏名

印

受注者 住所

名称

印

代表者

印

選挙運動用自動車の賃貸借契約書

平戸市議会議員一般選挙候補者 (以下「発注者」という。) と (以下「受注者」という。) は、車輛の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

1. 使用目的

公職選挙法第141条に基づき、選挙運動のために使用

2. 車種及び登録番号

3. 台数 1台

4. 使用期間

令和3年10月 日から

令和3年10月 日まで 日間

5. 契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

内訳 1日 円× 日間

6. 使用上の義務等

発注者は、法令に従い、本件車輛の運行義務を負うことはもちろん、受注者の定める約款に従う義務を負う。

7. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は、平戸市に請求できない。

8. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

㊟

受注者 住 所

名 称

㊟

代表者

㊟

選挙運動用自動車の燃料供給契約書

平戸市議会議員一般選挙候補者 (以下「発注者」という。) と (以下「受注者」という。) は、選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

1. 供給する期間

令和3年10月 日 から令和3年10月 日まで

2. 供給場所

所在地

名 称

3. 供給を受ける自動車の登録番号

4. 金 額

1リットル当たり 円(消費税等込)とし、期間中の供給総量に単価を乗じた金額とする。

5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は平戸市には請求できない。

6. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

㊞

受注者 住 所

名 称

㊞

代表者

㊞

選挙運動用自動車の運転契約書

平戸市議会議員一般選挙候補者 (以下「発注者」という。) と (以下「受注者」という。) は、発注者が、使用する公職選挙法第141条に定める選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1. 運転する期間

令和3年10月 日から令和3年10月 日まで 日間
原則として毎日 時 分から 時 分まで

2. 契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
(1日につき、 円)

3. 運転する自動車の登録番号

4. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は、平戸市には請求できない。

5. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市議会議員一般選挙候補者

住 所

氏 名

印

受注者 住 所

名 称

印

代表者

印

選挙運動用ポスター作成契約書

平戸市議会議員一般選挙候補者 (以下「発注者」という。) と (以下「受注者」という。)
は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第143条に定めるポスター
- 数量 枚
- 契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
(単価 円 銭)
- 納入期限 令和3年 月 日

5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は、平戸市には請求できない。

6. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市議会議員一般選挙候補者

住所

氏名

印

受注者 住所

名称

印

代表者

印

選挙運動用ビラ作成契約書

平戸市議会議員一般選挙候補者 (以下「発注者」という。) と (以下「受注者」という。)
は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

- 品名 公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラ
- 数量 枚
- 契約金額 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)
(単価 円 銭)
- 納入期限 令和3年 月 日

5. 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額については、受注者は、平戸市議会議員及び平戸市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例に基づき、平戸市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、平戸市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は、平戸市には請求できない。

6. その他

令和3年 月 日

発注者 平戸市議会議員一般選挙候補者

住所

氏名

印

受注者 住所

名称

印

代表者

印